公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月２日

九州地方整備局長　増田　博行

１　処分をした年月日　平成30年２月５日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社キュウトク　久徳　義朗　鹿児島県志布志市有明町野神3436－19　国土交通大臣許可（般－27）第25936号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年３月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月２日

九州地方整備局長　増田　博行

１　処分をした年月日　平成30年２月５日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社八光建設　星原　勉　宮崎県都城市都北町5511　国土交通大臣許可（般―25）第25290号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年４月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月２日

九州地方整備局長　増田　博行

１　処分をした年月日　平成30年２月５日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社志多組　志多　宏彦　宮崎県宮崎市高千穂通１－４－30　国土交通大臣許可（特―28）第470号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年４月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月２日

九州地方整備局長　増田　博行

１　処分をした年月日　平成30年２月５日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三軌建設株式会社　田中　章二　福岡県福岡市博多区東光寺町１－13－５　国土交通大臣許可（特―27）第4921号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年４月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月２日

九州地方整備局長　増田　博行

１　処分をした年月日　平成30年２月５日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　溝江建設株式会社　松永慎太郎　福岡県福岡市中央区赤坂１－９－20　国土交通大臣許可（特―29）第12034号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年４月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月２日

九州地方整備局長　増田　博行

１　処分をした年月日　平成30年２月５日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エイワ　野添　英和　宮崎県都城市広原町９－11　国土交通大臣許可（般特―27）第16424号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年５月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月２日

九州地方整備局長　増田　博行

１　処分をした年月日　平成30年２月５日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　有限会社日辰工業　平岡　高司　熊本県菊池郡大津町大字大津75　国土交通大臣許可（般―29）第17420号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年６月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月２日

九州地方整備局長　増田　博行

１　処分をした年月日　平成30年２月５日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社栄城電機　竹村　一章　福岡県北九州市八幡西区田町１－２－31　国土交通大臣許可（般―27）第19897号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年６月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年３月２日

九州地方整備局長　増田　博行

１　処分をした年月日　平成30年２月５日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　藤工業株式会社　藤田　尚之　福岡県北九州市小倉北区片野新町１－２－26　国土交通大臣許可（般特―28）第9376号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成29年６月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。